

お客さま各位

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)変更のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。さて、「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)」につきまして、下記のとおり変更いたします。詳細につきましては別紙の「新旧対照表」をご確認ください。引き続きご愛顧のほどお願い申し上げます。

敬具

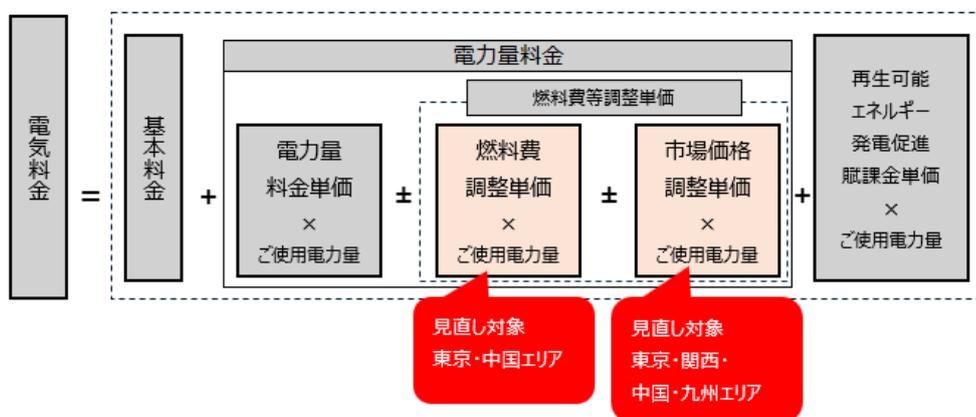
記

1. 燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)の主な変更点

(1) 東京エリア、関西エリア、中国エリアおよび九州エリアのみなし小売電気事業者^(※1)は、2025年4月から高圧・特別高圧における標準メニューの料金または燃料費等調整単価の算定諸元の見直しを公表しました。弊社の契約種別「再エネ標準メニュー」(以下「本メニュー」といいます)は、のみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度に準拠^(※2)することを特徴とした商品になります。各社の公表を受け、本メニューにおける東京エリア、関西エリア、中国エリアおよび九州エリアの燃料費等調整につきまして、同様の見直しを実施いたします。なお、変更内容の詳細につきましては、別紙の新旧対照表をご確認ください。

※1 のみなし小売電気事業者とは、東京電力エナジーパートナー株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社など、各地域の大手電力会社をいいます。

※2 東京電力エナジーパートナー株式会社の場合、ベーシックプランを対象。

対象となる条項

Ⅱ：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

3. 東京エリアの場合
6. 関西エリアの場合
7. 中国エリアの場合
9. 九州エリアの場合

【各のみなし小売電気事業者による見直しの概要】

① 東京電力エナジーパートナー株式会社

燃料費調整の算定諸元ならびに市場価格調整の算定諸元および基準市場単価の上限の見直しを実施されます。また、市場価格調整単価は4つの時間帯ごとの市場価格に基づき算定されます。

	見直し前	見直し後
市場価格調整	全日のスポット市場価格※2、 昼間のスポット市場価格※3 に基づき算定。	時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定。 <ul style="list-style-type: none"> 朝時間…平日(土曜日を含む)の午前8時から午後1時までの時間 昼時間…平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間 晩時間…平日(土曜日を含む)の午後4時から午後10時までの時間 夜時間…朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜・祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。

- ※1 見直し前後における基本料金・電力量料金単価は、「別紙2_電気料金単価表」を参照下さい。
 ※2 午前0時から翌日午前0時までの単純平均スポット市場価格をいいます。
 ※3 午前8時から午後4時までの単純平均スポット市場価格をいいます。

出典：東京電力エナジーパートナー株式会社 HP

「特別高圧・高圧のお客さまにおける電気料金メニューの見直し詳細 2024年9月30日」

<https://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2024/pdf/24x1302.pdf>

②関西電力株式会社

市場価格調整の諸元等および平均市場価格の算定期間の見直しが実施されます。平均市場価格の算定の際に参照する期間を「21日～翌月の20日」までの「1ヵ月間」とした期間へ見直されます。

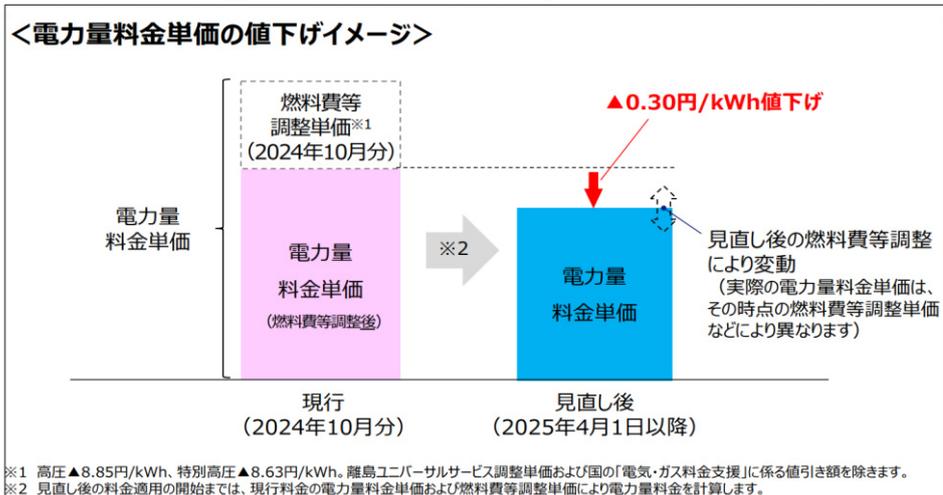


出典：関西電力株式会社 HP 「特別高圧・高圧分野における市場価格調整の見直しについて」

<https://biz.kepco.jp/elec/kaitei2025/>

③中国電力株式会社

高圧および特別高圧の標準料金メニューの電力量料金単価を原則として一律 0.3 円/kWh 値下げされます。また、燃料費等調整額の算定諸元の変更等もあわせて行われます。



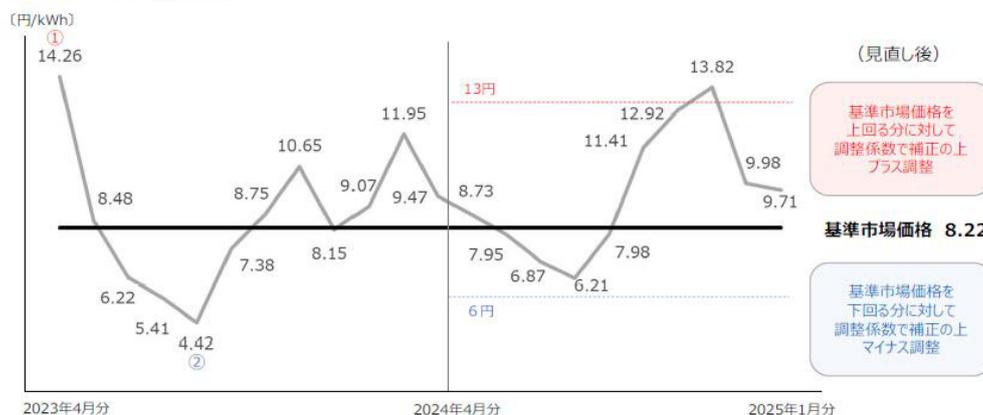
出典：中国電力株式会社 HP 「高圧・特別高圧部門の標準料金メニューの見直しについて 2024年9月26日」

<https://www.energia.co.jp/assets/press/2024/p20240926-1a.pdf>

④九州電力株式会社

自由料金のうち、一部のメニューを対象に電力量料金単価等が見直されます。また、高圧以上に導入している市場価格調整について、これまで一定の範囲内では調整を行わないものとされていましたが毎月調整するものとされました。

(参考) 平均市場価格の推移



(見直し後の市場価格調整単価イメージ) *23・24年度における「最高」「最安」の市場価格を基に算定

	調整額 (円/kWh)
① プラス調整 (2023年4月分)	$(14.26 \text{円/kWh} - 8.22 \text{円/kWh}) \times 0.284 = 1.72 \text{円/kWh}$
② マイナス調整 (2023年8月分)	$(4.42 \text{円/kWh} - 8.22 \text{円/kWh}) \times 0.284 = \blacktriangle 1.08 \text{円/kWh}$

出典：九州電力株式会社 HP「需給構造の変化を踏まえた電気料金の見直しについて 2024年11月28日」
<https://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0603/8829/38xmn2k9.pdf>

- (2) みなし小売電気事業者である中部電力ミライズ株式会社の2024年度の電気料金等の負担軽減策を受けて、本メニューにおいて中部エリアを対象に期間限定で適用しておりました燃料費等調整単価の割引について、燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)に基づき2025年3月分をもって終了するため削除します。

対象となる条項

- ・ II：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合
4. 中部エリアの場合

なお、弊社は、2025年度以降につきまして、中部エリアにかかわらず、みなし小売電気事業者が独自に実施する電気料金の割引等を実施する予定はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- (3) 「電源連動型再エネメニュー」および「再エネ標準メニュー」以外の契約種別を、2025年3月31日をもって廃止するため、廃止の契約種別における燃料費等調整額の規定を削除します。

対象となる条項

- ・ I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」「再エネ標準メニュー」以外の場合

2. 変更日

2025年4月1日

3. 「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)」の確認方法

2025年4月1日より弊社ホームページ(<https://eneres-pm.co.jp/profile/#sect-03>)にてご確認いただけます。

事業領域
会社概要
約款
ご利用の手引き
省エネ法15%率に基づく計画の公表

EPMについて 提供メニュー 燃料費等調整単価 電源情報 企業情報 お問い合わせ 電気工事のお申し込み

約款

EPMの約款は下記ボタンよりダウンロードしてご確認ください。

- EPM電気需給約款(低圧)
- EPM電気需給約款(高圧・特別高圧)
- 燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)
- エネルギーエージェントサービス(調達改善)

PPAサービス向けの約款はこちら

- EPM電気需給約款(フィジカルPPA向け高圧・特別高圧)

ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当までお問い合わせください。

4. その他補足事項

本メニューにおいて供給エリアが東京エリアの場合、請求書の内訳明細書および明細一覧に表示される燃料費等調整額は、この度の変更に伴い、燃料費等調整の合計額になります。時間帯ごとの燃料費等調整単価は、弊社ホームページ(https://eneres-pm.co.jp/fuel_cost_index/)にてお知らせいたします。なお、時間帯ごとの燃料費等調整額の算定方法につきましては、お客さまサイト内のヘルプにございます「エネルギーエージェントサービスご利用の手引き」(2025年4月1日以降公開予定)をご確認ください。

以上

燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧) 新旧対照表

新(2025年4月1日実施 第1版)	旧(2024年4月1日実施 第2版)	備考																																																		
表紙 実施日 2025年4月1日実施 第1版	表紙 実施日 2024年4月1日実施 第2版	変更 削除																																																		
(削除)	<p>I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」「再エネ標準メニュー」以外の場合</p> <p>1 燃料費等調整額の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は10 円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p>なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>α、β および γ の値は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに以下の表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="791 1240 1362 1998"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者</th> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> <th>基準燃料価格(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク(株)</td> <td>0.4699</td> <td>0.0000</td> <td>0.7879</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> <td>31,400円</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> <td>44,200円</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> <td>45,900円</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電(株)</td> <td>0.2303</td> <td>0.0000</td> <td>1.1441</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電(株)</td> <td>0.0140</td> <td>0.3483</td> <td>0.7227</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク(株)</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電(株)</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電(株)①(※1)</td> <td>0.0053</td> <td>0.1861</td> <td>1.0757</td> <td>27,400円</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格(税込)	北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円	東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円	東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円	中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円	北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円	関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円	中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円	四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円	九州電力送配電(株)①(※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円	
一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格(税込)																																																
北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円																																																
東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円																																																
東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円																																																
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円																																																
北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円																																																
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円																																																
中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円																																																
四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円																																																
九州電力送配電(株)①(※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円																																																

九州電力送配電(株)②(※1)	1.0000	0.0000	0.0000	52,500円
-----------------	--------	--------	--------	---------

(2) 燃料費等調整単価
燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。
なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格はお客様の供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに(1)によって定める値とします。
燃料費等調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 第2項の基準単価/1,000

(3) 燃料費等調整単価の適用
各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間

(4) 燃料費等調整額
燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。
2 基準単価

	<p>基準単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="794 387 1353 1552"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者</th> <th></th> <th>特別高圧 (税込)</th> <th>高圧 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>18 銭 4 厘</td> <td>18 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>東北電力ネットワーク(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>20 銭 6 厘</td> <td>21 銭 3 厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>22 銭 1 厘</td> <td>22 銭 4 厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>22 銭 0 厘</td> <td>22 銭 3 厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力送配電(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>15 銭 0 厘</td> <td>15 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力送配電(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>15 銭 6 厘</td> <td>15 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力ネットワーク(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>22 銭 7 厘</td> <td>23 銭 4 厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力送配電(株)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>18 銭 3 厘</td> <td>18 銭 8 厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電(株)① (※1)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>12 銭 8 厘</td> <td>13 銭 0 厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力送配電(株)② (※1)</td> <td>1キロワット時につき</td> <td>0 銭 3 厘</td> <td>0 銭 3 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 九州電力送配電株式会社の場合、九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。</p>	一般送配電事業者		特別高圧 (税込)	高圧 (税込)	北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	18 銭 4 厘	18 銭 9 厘	東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘	東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 1 厘	22 銭 4 厘	中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 0 厘	22 銭 3 厘	北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 0 厘	15 銭 2 厘	関西電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘	中国電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22 銭 7 厘	23 銭 4 厘	四国電力送配電(株)	1キロワット時につき	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘	九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘	九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘	0 銭 3 厘	
一般送配電事業者		特別高圧 (税込)	高圧 (税込)																																											
北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	18 銭 4 厘	18 銭 9 厘																																											
東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘																																											
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 1 厘	22 銭 4 厘																																											
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 0 厘	22 銭 3 厘																																											
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 0 厘	15 銭 2 厘																																											
関西電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘																																											
中国電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22 銭 7 厘	23 銭 4 厘																																											
四国電力送配電(株)	1キロワット時につき	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘																																											
九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘																																											
九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘	0 銭 3 厘																																											
<p>I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合 (略)</p>	<p>II：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合 (略)</p>	<p>変更</p>																																												
<p>II：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合 各エリアで定める燃料費等調整単価は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の実施日以降の計量期間の始期より適用します。なお、繰上検針の場合は実施日を含む計量期間の始期から適用し、分散検針の場合は実施日以降の初回の計量日から適用します。</p>	<p>III：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合</p>	<p>変更追加</p>																																												
<p>3 東京エリアの場合</p>	<p>3 東京エリアの場合</p>																																													

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料価格

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準燃料単価} / 1,000$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。
 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3759$$

$$\gamma = 0.6725$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料価格

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	16 銭 9 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 57,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準燃料単価} / 1,000$$

3.2 市場価格調整単価の算定

変更

変更

変更

追加

	午前4時から午後10時までの時間		
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。		
(2) 平均市場価格	1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。	(1) 平均市場価格	変更
		1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。	
(3) 基準市場単価	各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、上限値をこえない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。	平均市場価格 = $D \times \delta 1 + E \times \delta 2$ D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格 $\delta 1 = 0.8288$ $\delta 2 = 0.1712$ なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。	削除
1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘	1 キロワット時につき
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘	特別高圧で供給を受ける場合
			30 銭 9 厘
			31 銭 7 厘
(4) 市場価格調整単価	市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。	(2) 基準市場単価	変更
		基準市場単価は、次のとおりとします。 (3) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。	変更

<p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 64 銭) × (3) の基準市場単価</p> <p>3.3 燃料費等調整単価 (略)</p> <p>3.4 燃料費等調整単価の適用 (略)</p> <p>3.5 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11 円 22 銭) × (2) の基準市場単価</p> <p>3.3 燃料費等調整単価 (略)</p> <p>3.4 燃料費等調整単価の適用 (略)</p> <p>3.5 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>変更</p>
<p>4 中部エリアの場合</p> <p>4.1 燃料費調整単価の算定 (略)</p> <p>4.2 卸市場単価の算定 (略)</p> <p>4.3 燃料費等調整単価</p> <p>燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 卸市場単価</p> <p>当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>4.4 燃料費等調整単価の適用 (略)</p> <p>4.5 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>4 中部エリアの場合</p> <p>4.1 燃料費調整単価の算定 (略)</p> <p>4.2 卸市場単価の算定 (略)</p> <p>4.3 燃料費等調整単価</p> <p>燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 卸市場単価</p> <p>ただし、2024 年 4 月分の料金に係る計量期間等から 2025 年 3 月分の料金に係る計量期間等までの期間は、中部電力ミライズ株式会社が実施する「2024 年度の電気料金等の負担軽減策」により、燃料費等調整単価を以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 卸市場単価 - 軽減措置単価 (※)</p> <p>(※) 軽減措置単価は、1 キロワット時につき 1 円 74 銭 (税込) とします。</p> <p>当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>4.4 燃料費等調整単価の適用 (略)</p> <p>4.5 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>削除</p>
<p>6 関西エリアの場合</p> <p>6.1 燃料費調整単価の算定 (略)</p> <p>6.2 市場価格調整単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \epsilon$</p> <p>D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値</p> <p>E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値</p> <p>$\delta = 0.9162$</p> <p>$\epsilon = 0.0838$</p> <p>なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>	<p>6 関西エリアの場合</p> <p>6.1 燃料費調整単価の算定 (略)</p> <p>6.2 市場価格調整単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \epsilon$</p> <p>D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値</p> <p>E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値</p> <p>$\delta = 0.7170$</p> <p>$\epsilon = 0.2830$</p> <p>なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p>	<p>変更</p>

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には4月分から翌年の3月分の料金までの期間を、分散検針の場合には5月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価 (略)

6.3 燃料費等調整単価 (略)

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日まで	翌年の2月の料金に係る計量期間等

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.288
	高圧で供給を受ける場合	0.292

(3) 市場価格調整単価 (略)

6.3 燃料費等調整単価 (略)

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

変更

変更

	の期間	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年3月21日から4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等

<p>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</p>	<p>翌年2月21日から3月20日までの期間</p>	<p>翌年の5月の料金に係る計量期間等</p>															
<p>6.5 燃料費等調整額 (略)</p>			<p>6.5 燃料費等調整額 (略)</p>														
<p>7 中国エリアの場合</p>			<p>7 中国エリアの場合</p>														
<p>7.1 燃料費調整単価の算定</p>			<p>7.1 燃料費調整単価の算定</p>														
<p>(1) 平均燃料価格 (略)</p>			<p>(1) 平均燃料価格 (略)</p>														
<p>(2) 基準単価</p>			<p>(2) 基準単価</p>														
<p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p>			<p>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 775 379 857">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="387 775 571 857">特別高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="579 775 746 857">17 銭 4 厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="387 864 571 925">高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="579 864 746 925">17 銭 7 厘</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘		高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="791 775 959 857">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="967 775 1150 857">特別高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1158 775 1326 857">20 銭 0 厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="967 864 1150 925">高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1158 864 1326 925">20 銭 5 厘</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	20 銭 0 厘		高圧で供給を受ける場合	20 銭 5 厘		<p>変更</p>
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘															
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘															
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	20 銭 0 厘															
	高圧で供給を受ける場合	20 銭 5 厘															
<p>(3) 燃料費調整単価</p>			<p>(3) 燃料費調整単価</p>														
<p>燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p>			<p>燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p>														
<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>			<p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>														
<p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 41,900円) × (2)の基準単価 / 1,000</p>			<p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 75,400円) × (2)の基準単価 / 1,000</p>														
<p>7.2 市場価格調整単価の算定</p>			<p>7.2 市場価格調整単価の算定</p>														
<p>(1) 平均市場価格</p>			<p>(1) 平均市場価格</p>														
<p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>			<p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>														
<p>平均市場価格 = X × x + Y × y</p>			<p>平均市場価格 = X × x + Y × y</p>														
<p>X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値</p>			<p>X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値</p>														
<p>Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値</p>			<p>Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値</p>														
<p>x = 0.4861</p>			<p>x = 0.1316</p>														
<p>y = 0.5139</p>			<p>y = 0.8684</p>														
<p>なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>			<p>なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>														
<p>(2) 調整係数</p>			<p>(2) 調整係数</p>														
<p>調整係数は、次のとおりとします。</p>			<p>調整係数は、次のとおりとします。</p>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 1939 379 1984">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="387 1939 571 1984">特別高圧で供給を受ける場</td> <td data-bbox="579 1939 746 1984">0.259</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場	0.259			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="791 1939 959 1984">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="967 1939 1150 1984">特別高圧で供給を受ける場</td> <td data-bbox="1158 1939 1326 1984">0.158</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場	0.158		<p>変更</p>						
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場	0.259															
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場	0.158															

<table border="1"> <tr> <td>合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>0.265</td> </tr> </table>	合		高圧で供給を受ける場合	0.265	<table border="1"> <tr> <td>合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>0.162</td> </tr> </table>	合		高圧で供給を受ける場合	0.162	変更
合										
高圧で供給を受ける場合	0.265									
合										
高圧で供給を受ける場合	0.162									
<p>(3) 市場価格調整単価 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 市場価格調整単価 = (平均市場価格-9 円 45 銭) × (2) の調整係数</p> <p>7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 (略) 7.4 燃料費等調整単価 (略) 7.5 燃料費等調整単価の適用 (略) 7.6 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>(3) 市場価格調整単価 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 市場価格調整単価 = (平均市場価格-20 円 81 銭) × (2) の調整係数</p> <p>7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 (略) 7.4 燃料費等調整単価 (略) 7.5 燃料費等調整単価の適用 (略) 7.6 燃料費等調整額 (略)</p>									
<p>9 九州エリアの場合 9.1 燃料費調整単価の算定 (略) 9.2 市場価格調整単価の算定 (1) 平均市場価格 (略) (2) 調整係数 (略) (3) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格-8 円 22 銭) × (2) の調整係数</p> <p>9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 (略) 9.4 燃料費等調整単価 (略) 9.5 燃料費等調整単価の適用 (略) 9.6 燃料費等調整額 (略)</p>	<p>9 九州エリアの場合 9.1 燃料費調整単価の算定 (略) 9.2 市場価格調整単価の算定 (1) 平均市場価格 (略) (2) 調整係数 (略) (3) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭を下回る場合 市場価格調整単価 = (平均市場価格-6 円 00 銭) × (2) の調整係数 ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合 市場価格調整単価 = (平均市場価格-13 円 00 銭) × (2) の調整係数 ハ 1キロワット時当たりの平均市場価格が 6 円 00 銭以上、13 円 00 銭以下の場合 市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。</p> <p>9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定 (略) 9.4 燃料費等調整単価 (略) 9.5 燃料費等調整単価の適用 (略) 9.6 燃料費等調整額 (略)</p>	変更								

以上

燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2025年4月1日実施 第1版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明
A：1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格 B'：1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格 C'：1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁ ：1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス D ₂ ：1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X：調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明
α：当該月において、Aに依存する割合
β：当該月において、Bに依存する割合 β'：当該月において、B'に依存する割合
γ：当該月において、Cに依存する割合 γ'：当該月において、C'に依存する割合
δ ₁ ：当該月において、D ₁ に依存する割合 δ ₂ ：当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

II：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

各エリアで定める燃料費等調整単価は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の実施日以降の計量期間の始期より適用します。なお、繰上検針の場合は実施日を含む計量期間の始期から適用し、分散検針の場合は実施日以降の初回の計量日から適用します。

1 北海道エリアの場合

1.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

1.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これ

によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1厘
	高圧で供給を受ける場合	1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000円とします。

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第1.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 東北エリアの場合

2.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

2.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における
スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 6 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

3 東京エリアの場合

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0030$

$\beta = 0.3489$

$\gamma = 0.7318$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午前 4 時から午後 10 時までの時間
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。
なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、上限値を超えない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 64 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から	毎年12月1日から	その年の12月の料金に係る計量

9月30日までの期間	12月31日までの期間	期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

4 中部エリアの場合

4.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

4.2 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 卸市場率

卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、各電圧で供給する場合の損失率（特別高圧の場合は 2.4 パーセント、高圧の場合は 3.8 パーセントとします）および消費税率を加味したものと、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10.1 パーセント
	高圧で供給を受ける場合	10.3 パーセント

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の卸市場率}$$

4.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

4.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

4.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 4.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

5 北陸エリアの場合

5.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

5.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ハ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。

5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期 間)	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第5.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

6 関西エリアの場合

6.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

6.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

$\delta = 0.9162$

$\varepsilon = 0.0838$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には4月分から翌年の3月分の料金までの期間を、分散検針の場合には5月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等

毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年3月21日から 4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

7 中国エリアの場合

7.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

7.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

$$Y = \text{各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値}$$

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.259
	高圧で供給を受ける場合	0.265

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 9 \text{ 円 } 45 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

8 四国エリアの場合

8.1 燃料費等調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第8.1項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

9 九州エリアの場合

9.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

9.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27銭8厘
	高圧で供給を受ける場合	28銭4厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}22\text{銭}) \times (2)\text{の調整係数}$$

9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3 厘
	高圧で供給を受ける場合	3 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から	毎年 10 月 21 日から	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

10月31日までの期間	11月20日までの期間	
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2024年4月1日実施 第2版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」「再エネ標準メニュー」以外の場合

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに以下の表のとおりとします。

一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円
東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円
東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円
北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円
四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円
九州電力送配電(株) ① (※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株) ② (※1)	1.0000	0.0000	0.0000	52,500円

(2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに(1)によって定める値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{第2項の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 基準単価

基準単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の表のとおりとします。

一般送配電事業者		特別高圧 (税込)	高圧 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	18 銭 4 厘	18 銭 9 厘
東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	20 銭 6 厘	21 銭 3 厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 1 厘	22 銭 4 厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	22 銭 0 厘	22 銭 3 厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 0 厘	15 銭 2 厘
関西電力送配電(株)	1キロワット時につき	15 銭 6 厘	15 銭 8 厘
中国電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22 銭 7 厘	23 銭 4 厘
四国電力送配電(株)	1キロワット時につき	18 銭 3 厘	18 銭 8 厘
九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	12 銭 8 厘	13 銭 0 厘
九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘	0 銭 3 厘

(※1) 九州電力送配電株式会社の場合、九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土

①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。

II：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明
A：1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格 B'：1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格 C'：1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁ ：1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス D ₂ ：1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X：調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明
α：当該月において、Aに依存する割合
β：当該月において、Bに依存する割合 β'：当該月において、B'に依存する割合
γ：当該月において、Cに依存する割合 γ'：当該月において、C'に依存する割合
δ ₁ ：当該月において、D ₁ に依存する割合 δ ₂ ：当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

Ⅲ：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

1 北海道エリアの場合

1.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

1.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 1.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 東北エリアの場合

2.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

2.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における
スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 6 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

$$A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格}$$

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

3 東京エリアの場合

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0048$

$\beta = 0.3759$

$\gamma = 0.6725$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	16 銭 9 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 57,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$\delta 1 = 0.8288$

$\delta 2 = 0.1712$

なお、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	30銭9厘
	高圧で供給を受ける場合	31銭7厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{円} 22 \text{銭}) \times (2) \text{の基準市場単価}$$

3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等

毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

4 中部エリアの場合

4.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

4.2 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 卸市場率

卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、各電圧で供給する場合の損失率（特別高圧の場合は 2.4 パーセント、高圧の場合は 3.8 パーセントとします）および消費税率を加味したものと、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10.1 パーセント
	高圧で供給を受ける場合	10.3 パーセント

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の卸市場率}$$

4.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価}$$

ただし、2024 年 4 月分の料金に係る計量期間等から 2025 年 3 月分の料金に係る計量期間等までの期間は、中部電力ミライズ株式会社が実施する「2024 年度の電気料金等の負担軽減策」により、燃料費等調整単価を以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価} - \text{軽減措置単価} (\text{※})$$

(※) 軽減措置単価は、1 キロワット時につき 1 円 74 銭 (税込) とします。

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

4.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

4.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 4.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

5 北陸エリアの場合

5.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

5.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ハ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。

5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期 間)	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第5.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

6 関西エリアの場合

6.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

6.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

$\delta = 0.7170$

$\varepsilon = 0.2830$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.288
	高圧で供給を受ける場合	0.292

(3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日まで)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

の期間)	
------	--

6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

7 中国エリアの場合

7.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	20 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	20 銭 5 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

7.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

$$Y = \text{各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値}$$

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.158
	高圧で供給を受ける場合	0.162

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

8 四国エリアの場合

8.1 燃料費等調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第8.1項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

9 九州エリアの場合

9.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

9.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27銭8厘
	高圧で供給を受ける場合	28銭4厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が6円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 6 \text{円} 00 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 13 \text{円} 00 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

ハ 1キロワット時当たりの平均市場価格が6円00銭以上、13円00銭以下の場合

$$\text{市場価格調整単価} = 0 \text{円} 00 \text{銭とします。}$$

9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3 厘
	高圧で供給を受ける場合	3 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間 等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間 等
毎年 3 月 1 日から	毎年 5 月 21 日から	その年の 8 月の料金に係る計量期間

5月31日までの期間	6月20日までの期間	等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間 等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間 等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間 等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間 等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。